

駐屯地業務の細部に関する達

昭和34年10月22日
陸上自衛隊達第51-3号

改正	昭和35年8月6日達第20-32-1号	昭和36年3月30日達第20-32-2号
	昭和36年7月18日達第20-32-3号	昭和36年9月30日達第122-35号
	昭和46年2月17日達第122-77号	昭和49年4月11日達第51-3-1号
	昭和49年7月25日達第51-3-2号	昭和50年7月26日達第51-3-3号
	昭和50年11月29日達第51-3-4号	昭和52年12月24日達第51-3-5号
	昭和53年7月14日達第51-3-6号	昭和55年3月15日達第51-3-7号
	昭和56年3月18日達第51-3-8号	昭和57年4月30日達第122-119号
	昭和61年4月16日達第51-3-9号	昭和63年4月8日達第122-126号
	平成2年9月27日達第122-129号	平成9年1月17日達第51-3-10号
	平成11年3月26日達第51-3-11号	平成12年3月27日達第51-3-12号
	平成19年1月9日達第122-215号	平成19年3月27日達第51-3-13号
	平成21年2月3日達第122-230号	平成22年3月25日達第51-3-14号
	平成27年3月24日達第51-3-15号	

駐屯地業務の細部に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

駐屯地業務の細部に関する達

第1章 通則

(目的)

第1条 この達は、駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号。以下「訓令」という。）第5条、第6条、第7条、第21条、第26条及び第27条の規定に基づき細部を規定することを目的とする。

(3月以内の期限を限って所在する駐屯地)

第2条 小規模でない部隊等が、演習訓練及びその他の業務のために、3月以内の期間を限り自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）別表第7に規定する駐屯地以外の駐屯地に所在する場合には、努めて当該部隊等が所在していた駐屯地の分屯地に準じて業務を実施するものとする。ただし、所要の駐屯地業務については近傍にある駐屯地業務隊等の支援を受けることができる。

(師団長又は旅団長の駐屯地業務に対する監督)

第2条の2 訓令第5条第4項及び第5項に規定する業務の実施要領を定める場合、方面総監は、当該駐屯地の所在地を警備地区とする師団長又は旅団長に、駐屯地司令（方面総監部の所在地の駐屯地司令及び方面直轄部隊等の長たる駐屯地司令並びに防衛大臣直轄部隊等の長たる駐屯地司令を除く。）を監督させるものとする。

(市ヶ谷駐屯地司令の職務の特例)

第2条の3 市ヶ谷駐屯地司令は、訓令第5条第1項各号に定める事項に関しては陸上幕僚監部の規定に従いその職務を行うものとし、職務の執行に当たっては陸上幕僚監部監理部総務課長と調整の上行うものとする。

第2章 駐屯地幕僚

(駐屯地幕僚)

第3条 駐屯地司令は、次の各号に掲げる陸上自衛官をもって駐屯地幕僚に充てるものとする。

(1) 駐屯地業務隊長

(2) 駐屯地司令の所属する部隊等の副隊長、又はこれに準ずる者

(3) 駐屯地司令の所属しない駐屯部隊等（第1号及び次号に掲げる部隊を除き、分屯地に所在する部隊等を含む。）の副隊長又はこれに準ずる幹部（該当する幹部のいない部隊にあっては隊長。以下同じ。）のうち、駐屯地司令が必要と認めた者

(4) 駐屯地に所在する会計隊の長（方面会計隊本部にあっては、業務科長。以下同じ。）

(5) その他駐屯地司令が特に必要と認める陸上自衛官

(駐屯地幕僚の所掌事務)

第4条 駐屯地幕僚の所掌事務は、次項以下を基準とし、駐屯地の実情に応じて駐屯地司令が定める。

2 駐屯地司令の所属する部隊等の副隊長又はこれに準ずる者は、主として全般的な見地から、駐屯地司令を補佐する。

3 駐屯地司令の所属しない駐屯部隊等の副隊長又はこれに準ずる者は、主としてその所属する部隊等の見地から、駐屯地司令を補佐する。

4 駐屯地業務隊長は主として駐屯地業務の実施上の見地から、駐屯地司令を補佐する。

5 駐屯地に所在する会計隊の長は、主として会計及び経理の専門的見地から、駐屯地司令を補佐する。

(駐屯地業務隊又は会計隊を置かない駐屯地の駐屯地幕僚)

第5条 駐屯地業務隊を置かない駐屯地においては、駐屯地司令は、駐屯地業務等を担当する内部組織の長又はこれに準ずる者を駐屯地幕僚に充てることができる。

2 会計隊を置かない駐屯地においては、駐屯地司令は会計業務を担当する内部組織の長、又はこれに準ずる者を駐屯地幕僚に充てることができる。

第3章 駐屯地司令業務の実施に関する特例

(駒門駐屯地の特例)

第6条 国際活動教育隊長は、訓令第5条第1項の職務を実施するため、駒門駐屯地業務隊長の支援を受けて行うものとする。

第7条から第12条まで 削除

(真駒内駐屯地の特例)

第13条 真駒内駐屯地業務隊長は、訓令第10条第15号に規定する業務については、自衛隊札幌病院長と調整し、同病院長の支援を受けて行うものとする。

(仙台駐屯地の特例)

第14条 仙台駐屯地業務隊長は、訓令第10条第15号に規定する業務については、自衛隊仙台病院長と調整し、同病院長の支援を受けて行うものとする。

第4章 駐屯地業務の実施に関する特例

(富士駐屯地の特例)

第15条 陸上自衛隊富士学校長は、訓令第10条第15号に規定する業務については、自衛隊富士病院長と調整し、同病院長の支援を受けて行うものとする。

(滝ヶ原駐屯地の特例)

第15条の2 滝ヶ原駐屯地業務隊は、訓令第10条第10号の業務のうち、弾薬類に関する業務は行わないものとし、当該業務は陸上自衛隊富士学校長が担当するものとする。

(南別府駐屯地の特例)

第15条の3 自衛隊別府病院長は、訓令第10条第10号の業務のうち需品の整備（洗濯を除く。）は行わないものとし、当該業務は別府駐屯地業務隊長が担当するものとする。

第5章 駐屯地における心得

(駐屯地業務隊長等の心得)

第16条 駐屯地業務隊長等は、その職務を行うに当たっては駐屯地部隊等の長の要望を考慮し、公正を旨とし、かつ、駐屯部隊等の長が適切な教育訓練等を行うことができるように努めなければならない。

2 駐屯地業務隊長等は、駐屯地業務の運営要領等に関する規定を定める場合は駐屯部隊等との調整を図るように心掛けなければならない。

(駐屯部隊等の長の心得)

第17条 駐屯部隊等の長は、駐屯地司令の職務とする事項に関する命令又は指示に服しなければならない。

2 駐屯部隊等の長は、駐屯地業務隊長等が定める諸規定等を守り、かつ、駐屯地業務の運営に進んで協力しなければならない。

3 駐屯部隊等の長は、駐屯地業務に関し、その指揮する部隊等の隊務統括上必要が生じた場合、若しくは駐屯地業務の実施に支障があると認められる教育訓練等を行う場合、又は特に処理を要する駐屯地業務が生じた場合等は速やかに駐屯地業務隊に連絡し、調整の緊密を図るとともに駐屯地司令に通報しなければならない。

(駐屯部隊等に属しない隊員の心得)

第18条 駐屯部隊等に属しない隊員で当該駐屯地に居住し又は所在する隊員は、駐屯地司令の職務とする事項及び駐屯地業務に関しては駐屯地において定められた規定を遵守し、かつ駐屯地司令の命令又は指示に服しなければならない。

第6章 命令、指示及び報告等

(命令、指示及び報告類の送付)

第19条 方面総監は、駐屯地業務に関し駐屯地業務隊に命令又は指示を行った場合は、必要なものに限ってその写しを当該駐屯地に所在する駐屯部隊指揮系統にある師団長又は旅団長（以下「師団長等」という。）及び当該駐屯地の駐屯地司令に送

付するものとする。

- 2 駐屯地業務隊長は、駐屯地業務に関し、方面総監に報告し又は所要の文書を送付する場合は、必要なものに限ってその写しを当該駐屯地の駐屯地司令及び当該駐屯地に所在する駐屯部隊の指揮系統にある師団長等に送付するものとする。
- 3 師団長等の隷下部隊長たる駐屯地司令は駐屯地業務の運営の状態に関し師団長等に適宜報告するものとする。

(達を定めたときの報告)

第20条 駐屯地司令が、駐屯地の警備等その職務とする事項に関して重要な達を定め、また、駐屯地業務隊長等が、施設の維持管理等駐屯地業務の運営要領等に関する重要な規定を定めた場合には、関係ある方面総監又は師団長等にその写し1部を添えて報告するものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和35年1月14日から施行する。
- 2 駐屯地業務の細部に関する達（陸上自衛隊達第20-5号）は、廃止する。

附 則（昭和35年8月6日陸上自衛隊達第20-32-1号）

この達は、昭和35年8月12日から施行する。

附 則（昭和36年3月30日陸上自衛隊達第20-32-2号）

この達は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年7月18日陸上自衛隊達第20-32-3号）

この達は、昭和36年8月17日から施行する。

附 則（昭和36年9月30日陸上自衛隊達第122-35号）

- 1 この達は、昭和37年1月18日から施行する。
- 2 この達の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は同法附則第2項前段の規定により、なお存続する管区隊又は混成団については、この達による改正前の陸上自衛隊達の規則はなおその効力を有する。

附 則（昭和46年2月17日陸上自衛隊達第122-77号）

- 1 この達は、昭和46年4月2日から施行する。〔ただし書略〕
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和49年4月11日陸上自衛隊達第51-3-1号）

この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和49年7月25日陸上自衛隊達第51-3-2号）

この達は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和50年7月26日陸上自衛隊達第51-3-3号）

この達は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和50年11月29日陸上自衛隊達第51-3-4号）

この達は、昭和50年12月16日から施行する。

附 則（昭和52年12月24日陸上自衛隊達第51-3-5号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年7月14日陸上自衛隊達第51-3-6号）

この達は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月15日陸上自衛隊達第51-3-7号）

この達は、昭和55年3月25日から施行する。

附 則（昭和56年3月18日陸上自衛隊達第51-3-8号）

この達は、昭和56年3月25日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号）

1 この達は、昭和52年4月30日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和61年4月16日陸上自衛隊達第51-3-9号）

この達は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日陸上自衛隊達第122-126号）

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成2年9月27日陸上自衛隊達第122-129号）

この達は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日陸上自衛隊達第51-3-10号）

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成11年3月26日陸上自衛隊達第51-3-11号）

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第51-3-12号）

1 この達は、平成12年3月28日から施行する。

2 この達の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、改正後の駐屯地の細部に関する達第2条の3（見出しを含む。）中「市ヶ谷駐屯地司令」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地司令」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第51-3-13号）

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成22年3月25日陸上自衛隊達第51-3-14号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成27年3月24日陸上自衛隊達第51-3-15号）

この達は、平成27年3月26日から施行する。